

興福寺所蔵「八門秘要抄」の紙背文書

歴史研究室

興福寺に所蔵されている聖教・古文書箱の「第四函」には25点の聖教が収められているが、そのうちの「八門秘要抄」には鎌倉期書写(第19号)と南北朝期書写(第23号)の二冊がある。第4函にはほかに既に紹介されている「因明短釈法自相」(第17号)など紙背文書のある聖教もいくつかみられ、二種の「八門秘要抄」のうち、南北朝期のものに紙背文書がある。「八門秘要抄」は、第19号本奥書によれば、「本云 建仁二年正月於笠置山興玄法師三藏会學問次被注之 予列座同聞之 建仁二年五月三日書写了 御草本極難見解之間不見別何文字之字多々 仍後可直之」とあり、表紙には「八門秘要抄 笠置寺聖人御草 実乘」とある。また第23号には、その表紙に「八門秘要抄 良算草」とあることとあわせて、「八門秘要抄」は建仁二年(1202)良算の述作とされる。なお第23号には上記の表書の下に「大法師経深之／奥転經院」とみえ、また奥書の初行に「大法師経深」とあり、ついで奥書は、「貞和五年九月廿七日於窪院書写之 同廿八日交了 伝聞八門秘要抄云々 不可有他見」とつづく。したがって第23号は貞和五年(1349)経深の筆になるものである。

この「八門秘要抄」(第23号)は、縦31.4cm、横22.3cmの袋綴装となっており、紙数は48枚で、そのほとんどに紙背文書がある。料紙は楮紙で、其紙の表紙には「興福／寺印」朱方印が捺されている。

紙背文書には、経深の書状(勘返を伴うものなど)も数通みられるが、そのほか、奥転經院の経深に関わる目安の案文がみられる。経深は当時、興福寺内で同じ六方の丑寅方に属する瓦坊を管領していたごとくで、それに関連して泰深と相論があった。そのとき提出された目安の土代が(八①)で、3紙にわたるが末尾は書きさしになっている。なおその第3紙目の部分に関しては、別に二種の土代(八②、③)が残っているのであわせて掲げておく。

今一つは、春日社一切経供僧の闕分について、その闕に補任してくれるよう申請している諸僧の申状がまとまっている。「八門秘要抄」奥書や年紀のあるほかの紙背文書からみて、貞和四年の供僧闕分かと思われるものが(三)にみえ、補任を所望している僧名は(四)にみえている。そして闕分への補任を所望の僧侶のうち、数名につき申状が残っている。(二、五、六)はその申状の例であるが、そのほか英豪、賢範、宥範、訓寛、経秀、真空の申状があり(*注文所載僧名)、経秀の申状を除き、すべて折紙の申状である。なお注文にみえる弁覺のように、「一類挙別訴状歎申入」とあるごとく、(七)の申状によって補任される場合もみられた。またここには掲げなかつたが、一切経供僧の任命に関して、経深や懷印らで書状・勘返のやりとりが行われている書状が残っており、供僧補任に際しては、(一)のごとく評定が行われたであろう。なお、注文にみられる僧名は、(九)に掲げた法華会堅義見参帳にも幾人かみえる。

(綾村 宏)

尊經僧都遙後段曆応年中對經定之子息書賜坊舍讓狀歟事、僧都老後前^(後)不覺之時分、經定并子息兩三昼夜親近之間、一旦順彼等之懇望雖令成安堵之思問答泰深之狀跡於令讓与經深之次第者隱密經定等經深者以故泰深雖競望補處難治之由返答之趣書賜經定等之條背問答于泰深之狀跡有參差之上者難被備龜鏡、其上他人和与之習以先狀為本、經深所帶之讓狀尤可為得利之証文者哉是、況經定既去渡坊舍於玄深畢、於今者

(以下余白)

(2)

〔断簡〕 (第18紙)

報謝之志許之間、壳殘者隨令稽古鑽仰付法文可

讓与經深之條無子細、且可被令取置此狀云々

嫌經寬得業讓與經深之旨顯然也一、其上學侶補

弟之習聖教相伝專其根本也、而付法文聖教讓与

經深之旨書載今狀之外者、始中終無讓別人之筆

跡是又以經深處于補弟之支証也二、仍云坊舍云

法文資財等、經深悉可令管領之旨可被下安堵者

也、

一經定為子息等遙後段曆応年中令書置坊舍讓狀

事者、尊經僧都老耄為前後不覺之時分之上、經

定并子息兩三昼夜親近之間、一旦順彼等之懇望

雖令成安堵之思、於有讓補經深之筆跡者、猶隱

其實義於經定以故泰深雖望補處難治之由返答之

趣書賜經定之條、大背問答、泰深之狀跡既有參

差之上者、難為龜鏡者哉是、況他人和与之習以
鑑^(經定)、就中於經寬得業事者、重病有憚之時分買

先狀為本以書賜非器用中童子法師後狀被令破申

置泰深之先狀事尤可為不便者哉、縱雖有拘等之理隨人牴有潤色者常之法也、經定弟子息同

者中童子法師

經之所從也、以猶子之儀讓与之旨令書置之^(又)同

尊老後之慈悲致過分之競望故也、○經深為尊經

事^(親類門第之學僧)可望補弟故^(經雖帶千萬誰文)

之親類于今學侶之隨^(一)也、乍帶篇^(二)支証、被妨

所從之餘流之條併所仰上察^(三)、其上經定成自專

之思對^(玄深)放去狀子息等同不可申子細之旨先放去狀

於經寬得業者、任僧都之索意可妨經寬得業

之競望之由乍及連署等、近日和与經寬可謂一事

兩方之沙汰歟、○於經定等之餘流者旁不可有御許容者也、

理隨人牴有潤色者常之法也、經定弟子息同

深子細歟、○有上察不可有御許容御競望、於經

深者以故□法眼可補處之由、雖所望之、自買得

之初借用他物加修理、每度皆以借用物也、無糺

返之力者始終自專難治之由返答早云々、此文章

如經寬得業有別子細弃捐之趣不載之、其上背申

置泰深兩度狀跡畢^(是)、況他人和与之習以先狀為

本以書^(明)中童法師之後狀被令破問答泰深先狀事

可為不便者哉、仍於書賜經定之餘流者旁以不可

有御許容者歟^(三)、其上玄深管^(領)當坊事、子息等

一同不可申子細之旨乍放狀跡、以彼尊經之後狀、

近日和与經寬得業歟之聞有之、事実者可謂一事

兩方之沙汰歟、放玄深之狀又自玄深之方去渡經

深之上者、經寬得業僅云取書賜經定之後狀雖

構申相伝之由更不可成龜鏡之条、旁其由繁者歟

四、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

五、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

六、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

七、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

八、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

九、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

十、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

十一、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

十二、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

十三、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

十四、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

十五、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

十六、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

十七、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

十八、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

十九、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

二十、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

二十一、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

二十二、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

二十三、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

二十四、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

二十五、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

二十六、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

二十七、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

二十八、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

二十九、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

三十、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

三十一、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

三十二、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

三十三、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

三十四、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

三十五、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

三十六、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

三十七、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

三十八、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

三十九、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

四十、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

四十一、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

四十二、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

四十三、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

四十四、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

四十五、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

四十六、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

四十七、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

四十八、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

四十九、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

五十、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

五十一、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

五十二、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

五十三、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

五十四、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

五十五、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

五十六、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

五十七、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

五十八、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

五十九、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

六十、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

六十一、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

六十二、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

六十三、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

六十四、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

六十五、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

六十六、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

六十七、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

六十八、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

六十九、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

七十、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

七十一、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

七十二、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

七十三、

法華會堅義見參帳^(後欠)

法華會御堅義見參帳^(正和二年十月三日)

七十四、

法華

舜堯房等皆為不淨行之身、被召加御經衆之條、近來蹤跡人

皆知之、況觀禪院每月兩唯識講談義衆者、故同當御門跡御氣色所被召加也、則弁冕英性俊有等是其隨一也、凡雖墮世間交聚落、云維摩會擬業之器用、云法華會着座之次第、被賞以前之學功之條、寺門不易之法則也、而至今御願忽隔知見之條、豈不被垂、御哀憐哉、就中於統勞方者、或橫入非分之輩、或晚學不堪之侶、僅募兩講之口、加円堂之列者置而不論任羸次被抽賞之、況至此一列者、自幼日至長年忍飢寒、又嗜學業權肝膽、多積勤勞、所謂淄州會撲揚講、番論義、觀苦初二年等講師、兩院家御請定、公私所論場、一々之勞効、篇々之經歷不可勝計、然後加寺家論匠、遂法華會堅義、為學侶之器用被稱未番論義之輩、慈悲方行之神慮之前、豈漏廣大無相之施供哉、然則縱雖新儀、當寺社興隆之御代尤可有扶持之御計、況於有眼前之近例乎、所詮依淨不淨行之階級、雖有一旦超越之御沙汰、且被垂恩憐、且被追蹤跡、以此一列終被召加彼供僧者、弥仰有道之德化、奉祈無疆之榮運矣、不耐愁吟之至、粗勤子細言上如件、

貞和四年十二月 日

(八)①僧經深目安案(土代) (第37·19·20紙)

副進

一通尊經建武年中以經深定補弟由契約後、泰通為修理料足、以宇治庄年貢去賜經深狀、案文

一通瓦坊可謂半契約不改反由并借經寬名雖買得可謂修學淨行之狀、泰深中遣之、尊經

狀者可謂出券由中經深之由、案文讓

者雖伺時不可有子細之由、案文

〔追筆〕一通尊經賄付役中書賜經定狀又嫌經寬畢、於經深者無令劬勞若為彼不洁却者、付法文正教可讓与經深之條、無子足

細、且可被令取此狀之旨開買得之時重病有憚問、付宿經寬名字非當切止住器用由案文

用、云法華會着座之次第、被賞以前之學功之條、

寺門不易之法則也、而至今御願忽隔知見之條、豈

不被垂、御哀憐哉、就中於統勞方者、或橫入非分

之輩、或晚學不堪之侶、僅募兩講之口、加円堂之

列者置而不論任羸次被抽賞之、況至此一列者、自

幼日至長年忍飢寒、又嗜學業權肝膽、多積勤勞、

所謂淄州會撲揚講、番論義、觀苦初二年等講師、

兩院家御請定、公私所論場、一々之勞効、篇々之

之經歷不可勝計、然後加寺家論匠、遂法華會堅義、

為學侶之器用被稱未番論義之輩、慈悲方行之神慮

之前、豈漏廣大無相之施供哉、然則縱雖新儀、當

寺社興隆之御代尤可有扶持之御計、況於有眼前

之近例乎、所詮依淨不淨行之階級、雖有一旦超越

之御沙汰、且被垂恩憐、且被追蹤跡、以此一列

終被召加彼供僧者、弥仰有道之德化、奉祈無疆之

榮運矣、不耐愁吟之至、粗勤子細言上如件、

貞和四年十二月 日

目安 瓦坊者經深可致管領子細條々事

副進

一通尊經建武年中以經深定補弟由契約後、泰通為修理料足、以宇治庄年貢去賜經深狀、案文

一通瓦坊可謂半契約不改反由并借經寬名雖買得可謂修學淨行之狀、泰深中遣之、尊經

不可為後日相監之趣申泰深返狀明白事

尊經問答泰深兩度狀之內、初度狀者誰讓補經深

之所存、不改反日來之契約、於讓狀者雖為何時

不可有子細、可請出置籠質物之券契之由尊經深

之條為不可有改反之基由并借經寬名字、雖買得

之於彼壳文載裏書畢、可申。淨行之躰坊舍之間、

於經寬者非其器用可讓經深之由遮表之所存分明

者哉、

一尊經申泰深第二度返狀為寺役料足不沽却瓦坊者

付法文正教可讓与經深之條無子細、且以此狀可

用讓狀之趣并經寬得業者非淨處止住之器用□

書賜之上者

〔司為〕經深之証文事

次年重問答泰深返狀〔證〕此住坊事、雖無改反日來之所存聊斟酌之分者、寺役之料足劬勞許也、經

寬得業者重病未復、本之時分、付其時同宿暫雖

借名字當坊止住不相處事也、諸事神恩報謝之志

許之間、壳殘者隨致稽古鑽仰付法文正教可讓與

經深之條無子細、若不慮亡者、且可被令取置

此狀之旨書載之畢、嫌經寬得業讓與經深之條顯

然也、誰向此明鏡監彼坊務哉、其上学侶補弟之

習法文相伝專其根本也、而付法文聖教讓與經深

之旨書載今狀之外者、始中終無讓別人之筆跡、

是又以經深處于補弟之支証也、云坊舍云法文資

財等悉可令管領旨、早可被下安堵者也、

一經定之子息等帶尊經之後日讓狀、成管領之思、

雖去渡坊舍於丈深、難及經深所帶之先狀之上、讓彼玄深經定之自筆自判之狀、自玄深之方去賜

經深畢、旁以不可有他妨事

〔八門秘要抄〕紙背文書(抄)

(第4函第23号)

十二月廿日 懷實請文

(一) 龍華院方評定記錄

(端裏書)
〔龍華院方評定〕

八月四日龍花院方評定曰、

就阿耨院供僧所望、去曆慮年中內盛雖有申旨、
此躰亂行不儀之間、不被入件供僧事、當方所令存
知也、即雖經多年于今被超越于數輩、空送旬月之
由評定候、

(二) 僧源重申狀(折紙)

(第5紙)

源重申
戒三十一

一切經輪軸衆所望事

件輪軸衆者、被賞院家被管之器用被恩補者佳例
也、爰源重數年參御坊中、致公私之奉公、年齡既
及五旬、恩賜之處誰謂非拋哉、望請鴻慈、殊被補
件闕者、弥仰有遺之貴、倍抽無式之忠而已、

(三) 懷美請文(折紙)

(第6紙下半)

當年一切經衆闕分

第一番

快憲

第三
第三
第三

乘円
堯懷

玄高
訓秀

第四
第四
第四

如此候、可令得御意給候哉、恐謹言、

(四) 一切經衆所望僧名注文案(折紙)

(第6紙上半)

久勞積月累、預恩補誰謂非拋乎、就中經三階之業、

既勤大小之寺役了、勞功不恥等倫、早被垂御哀憐
者、彌奉仰 賢政之貴矣、

(五) 懷美申狀(折紙)

(第9紙)

憲寒申
戒四十一

春日社一切經供僧所望事

件供僧者、住寺不退之輩、修學鑽仰之族、預恩補
者嘉例也、爰憲寒烈學侶隨一為多年、幸遇數足闕
分參、被垂 御哀憐預 御恩補者、彌奉仰憲法貴
矣、

(六) 宿老円堂等申狀

(第11
10紙)

(端裏書)
〔就此列訴弁覺預御補任了 十二月廿四日〕

前途沈滯宿老圓堂等謹言上

欲且被垂 恩憐且任蹤跡、拜補 春日社一切經

供僧問事

右供僧者、住寺之所期、修學之本望也、

白河上皇愍憇之 叙願、春日權現嚴重之靈託、

繕詳旧記 不違羅縷者乎、是則一寺滿遍之依怙、

五宗住持之要枢也、爰雖稱未審論義、不達前途本

意之輩、於淨行仁者、被優以前之學功、預次第之

恩賞、至不淨行者、近來一向御奇置之條、尤不便

之次第也、且前途沈滯始終難治之篇、修學稽古涯

分提携之段、淨不淨行更以無相替儀上者、縱雖有

遲速之不同、不淨行之輩生涯豈絕供僧之望乎、彼

唯識講者、講經論談之御勤、一向修學之供施也、

然而沈滯之輩濫行之族、皆以被採用、況於學非學

廣博無相之御願乎、然則盛圓教觀房善舜定賢房宗英